

# 社会福祉法人 積善会 行動計画

社会福祉法人積善会は”次世代育成支援対策推進法”に基づき「一般事業主行動計画」を公表します。

## 一般事業主行動計画とは

企業が、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。

## 次世代育成支援対策推進法による一般行動計画

1 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

2 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和4年6月～ 全職員に対し、「育休復帰プラン」や育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和4年7月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始
- 令和4年8月～ 長時間労働をさせない勤務体制の見直し
- 令和6年3月～ 職場復帰予定者に「育休復帰支援プラン」開始
- 令和6年3月～ 出産後の女性労働者の健康の確保についての支援を実施

目標2：職員のワークライフバランスの実現に向け、誕生日休暇やリフレッシュ休暇など新たな休暇制度の導入・運用を目指す

<対策>

- 令和5年3月～ 各事業所及び各課における有給取得率及び職員間の公平な取得状況調査の実施

- 令和 5 年 10 月～ 1 日における安定的な職員数の確保や業務改善により、継続的に安全安心な介護サービスの提供が可能か検証開始
- 令和 6 年 3 月～ 就業規則の変更に伴い理事会開催
- 令和 6 年 4 月～ 新たな休暇制度の導入・運用開始

## 女性活躍推進法に基づく行動計画

職業生活において女性が活躍しやすい環境をつくるため、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日までの 3 年間

2 内容

目標 1：職員の全体数に占める女性の割合の向上及び平均勤続年数の延長

<対策>

- 令和 4 年 4 月 採用時の採用選考基準の見直し
- 令和 5 年 3 月 1～3 年目の女性の継続雇用割合を 50% (1/2 人) 以上とする
- 令和 5 年 4 月 女性の平均勤続年数のデータに基づく採用の実施
- 令和 6 年 3 月 3～5 年目の女性の継続雇用割合を 60% (3/5 人) 以上とする
- 令和 6 年 4 月 1～3 年目の女性の継続雇用割合を 66% (2/3 人) 以上とする

目標 2：企業主導型保育所や施設内保育所の開設を目指し職員の育児の軽減や補助を図る

<対策>

- 令和 4 年 10 月 法人全体で方向性の確認及び計画に向けて周知する
- 令和 5 年 1 月 対象となる職員と面談しニーズの把握
- 令和 5 年 4 月 制度への理解及び促進の為にパンフレット作成及び配布
- 令和 6 年 4 月 開設に向けた準備を行う